

教 育 委 員 会 会 議 録

令和8年9月4日（金）

午後3時00分 開会

午後3時59分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

瀬瀬知行教育長、野杵晃充委員、内田智子委員、片山裕之委員、田村太一委員
高綱睦美委員

3 出席した職員

坂川智事務局長、細井徹次長兼管理部長、加納澄江教育部長、大谷健二教育改革監
長坂昌彦総務課長、亀洞光正財務施設課長、鈴木光晴教職員課長、清貴康福利課長
木全貴治あいちの学び推進課長、鶴見泰文高等学校教育課長
小川康夫義務教育課長、伊與田賢保健体育課長、松本明博 I C T 教育推進課長
井手史朗全国高校総体推進室長、川田敦行総務課担当課長
稲垣正博あいちの学び推進課担当課長、遠藤友治高等学校教育課担当課長
尾崎由明特別支援教育課担当課長、平野大輔総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

瀬瀬教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

瀬瀬教育長が各委員に諮り、報告事項（2）公立学校教員の懲戒処分については、人事案件であるため、非公開にて報告を受けることとした。

- （1） 令和9年度（2027年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験結果について
鈴木教職員課長が、令和9年度（2027年度）採用愛知県公立学校教員採用選考試験結果について報告。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- （2） 公立学校教員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

- （3） 令和9年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について
鶴見高等学校教育課長が、令和9年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について報告。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- （4） 令和9年度使用県立附属中学校教科用図書の採択結果について

鶴見高等学校教育課長が、令和９年度使用県立附属中学校教科用図書の採択結果について報告。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (５) 令和９年度使用県立夜間中学教科用図書の採択結果について

小川義務教育課長が、令和９年度使用県立夜間中学教科用図書の採択結果について報告。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (６) 令和９年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について

小川義務教育課長が、令和９年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について報告。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (７) 令和９年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について

尾崎特別支援教育課担当課長が、令和９年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について報告。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

- (８) 令和８年度全国学力・学習状況調査の結果について

小川義務教育課長が、令和８年度全国学力・学習状況調査の結果について報告。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(片山委員)

児童生徒がタブレットやスマートフォンを見る時間、いわゆるスクリーンタイムと正答率や学力等の関連についての調査項目はあるか。

(小川義務教育課長)

今、手元に資料がないので即答できない。

(片山委員)

そのような調査項目があれば、後日、昨年度との比較を教えてください。

6 請願

請願第６号 市町村立学校から県管理システムへのアクセス環境の整備についての請願

瀬瀬教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(片山委員)

どんな学校現場、教育現場でも今後、日々業務改善に取り組んでいかないといけないと思うが、市町村立学校から県管理システムにアクセスする仕組みについて、現状はどのような課題があるのか。

(鈴木教職員課長)

技術面、制度面、費用面から実現可能性を検証すると、次のような課題があると考えている。

まず、技術面については、県内全ての市町村において、県が求める情報セキュリティ基準を満たすネットワーク環境が整備された上で、県管理システムへアクセスできる仕組みを構築する必要がある。次に、制度面については、県管理システムの利用を学校事務職員に限っている現行の運用を見直す場合には、学校事務職員が担っている職務の在り方についても整理する必要がある。最後に、費用面については、市町村立学校ネットワークの通信環境の整備や県管理システムの機能強化にはかなりの初期費用がかかり、新たな仕組みに対応する場合には運用保守経費などの費用負担が必要となる。

このように、市町村立学校から県管理システムへアクセスできる仕組みについては、県内全市町村における統一的な ICT 環境の整備、学校事務職員が担う職務の在り方の整理、多額かつ継続的な費用負担といった課題がある。

また、市町村、校長会及び職員団体から本仕組みの導入に係る要望等は出ていないことから、現時点では具体的に進める段階にはないと考えている。

(片山委員)

いろいろな面から検討して、少しでも省力化が図られるように願います。一方で、請願者からは、ペーパーレス化が図れず二重の手間がかかるという指摘もあるが、ペーパーレス化については、現在どのような取組をしているのか。

(鈴木教職員課長)

事務のペーパーレス化については、これまでも県管理システムの所管課である総務事務管理課と協議・調整しながら、システム改修の機会を捉え、例えば、手当認定簿や履歴書の電子化を進めるなどのペーパーレス化を図ってきた。給与明細のペーパーレス化については、職員団体からの要望もあるので、総務事務管理課に県管理システムの改修を要望しており、引き続き事務の効率化に努めていきたいと考えている。

請願第7号 愛知県立高等学校、「サングラス禁止規定(禁止をもとめる場合についても含む)」等の校則についての見直しを求める、請願。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(内田委員)

学校活動において、生徒の目の健康を阻害することがあってはならないが、生徒の目の保護を目的としたサングラスの着用について、各学校はどのような取扱いをしているのか。

(鶴見高等学校教育課長)

現時点において、複数の県立学校でサングラス着用を禁止する校則や学校生活上のルールを設けていることは認識しているが、それらの学校すべてで、健康上の理由や医師の指導等により着用を希望する生徒に対しては、個別の事情に応じた配慮を行っていることを確認している。また、サングラスの着用禁止が規定に明記されていない学校についても、個別の事情に応じた配慮が行われている。

請願第8号 愛知県学校保健会加盟について、2026年度、正式に加盟届の提出されていない学校については、加盟届を提出させること。(特に新規の学校等)及び、学校保健会負担金については、公費、県費によるものとする。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(田村委員)

現在、愛知県学校保健会への加入手続きは、どのように行われているのか。

(伊與田保健体育課長)

愛知県学校保健会に確認したところ、毎年度、負担金を納入する際に提出する「愛知県学校保健会負担金納入報告書」により、各学校の加入の意向を確認しているとのことである。愛知県学校保健会は、規約に基づいて運営されている任意団体である。加入の手続きや書類の様式は、任意団体である会が定めるべき事項であると考えている。

学校長は保護者に対し十分な説明や情報提供に努める必要があると考えるため、入学説明会やPTA総会などの機会を通じて、学校の加盟状況や活動内容がより明確に伝わるよう、各学校に対して適切な対応を求めていると考えている。

(田村委員)

これまでに保護者等から質問や疑問が上がったことはあるか。

(伊與田保健体育課長)

各学校では、教育活動に必要な生徒個人用の教材など生徒に直接的に還元される経費やPTA会費などを保護者から徴収している。

各学校の教育活動に必要な経費のうち、受益者負担の考えに基づき保護者が負担する経費は「学校徴収金」としている。学校では、「学校徴収金」の徴収にあたり、県立学校における学校徴収金等の適正な会計処理を図るために教育委員会が定めた「私費会計の会計処理基準」に基づき、徴収目的及び徴収額等を協議する機関として、保護者を含めた運営協議会を設置することとしており、その中で負担金の徴収を含めて決定している。

保護者への説明については、運営協議会により決定されたものを学校長、運営協議会長の連名で通知するとともに、PTA総会等の場も活用して説明を行っている。保護者からの個別の質問等があった場合には、学校がその都度答えるなどして対応している。

(田村委員)

疑念等が生じないように、しっかりと説明に努めていただきたい。

(内田委員)

名古屋市は公費で支出しているが、県立学校と異なるのは何か理由があるのか。

(伊與田保健体育課長)

愛知県学校保健会では、学校保健の普及充実、向上発展を図るために、学校

保健に関する調査、研究、刊行物の発行、啓発資料の提供、保健研究大会での取組の発表等を行うことで、学校の健康環境向上に繋げている。これらは生徒に還元されるものであるため、受益者負担の観点から、各学校がその費用を生徒・保護者から集め、学校徴収金から支払うことは適当であると考えている。

名古屋市学校保健会と愛知県学校保健会は別組織であるため、名古屋市における公費での取扱いについては、愛知県教育委員会が意見する立場にはないと考えている。

(内田委員)

同じ会という印象を持たれないよう周知していただくとよいと思う。

7 議案

第27号議案 令和9年度教職員定期人事異動方針について

鈴木教職員課長が、令和9年度教職員定期人事異動方針について請議。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第28号議案 教育に関する事務の点検・評価報告書について

木全あいちの学び推進課長が、教育に関する事務の点検・評価報告書について請議。

瀬瀬教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 特記事項

(1) 瀬瀬教育長が今回の会議録署名人として野杵委員を指名した。

(2) 請願第6号「市町村立学校から県管理システムへのアクセス環境の整備についての請願」、請願第7号「愛知県立高等学校、「サングラス禁止規定（禁止をもとめる場合についても含む）」等の校則についての見直しを求める、請願。」及び請願第8号「愛知県学校保健会加盟について、2026年度、正式に加盟届の提出されていない学校については、加盟届を提出させること。（特に新規の学校等）及び、学校保健会負担金については、公費、県費によるものとする。」について、請願者から口頭陳述したい旨の申し出があり、瀬瀬教育長が前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。

(3) 傍聴人 2名